

国際教養大学情報システム運用基本方針に関する規程

平成 28 年 6 月 16 日
大学経営会議決定
規程第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用に関する基本的な方針を定めるものとする。

(情報システムの目的)

第 2 条 本学情報システムは、本学の理念と目的の実現のため、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものとする。

(運用の基本方針)

第 3 条 前条の目的を達成し、円滑で効果的な情報流通を図るため、本学情報システムは、別に定める国際教養大学情報システム運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用されるものとする。

(利用者の義務)

第 4 条 本学情報システムを利用する者及びその運用の業務に携わる者は、この規程、国際教養大学情報システム運用基本規程及び別に定める運用と利用に関する諸規程を遵守しなければならない。

(利用の制限等)

第 5 条 この規程に基づく規程等に違反した場合の利用の制限等は、当該規程等に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。